

第41回

## 「保険金で住宅修理ができる」と勧誘する事業者に注意!

### 相談事例

昨日、「台風や地震で建物の被害がないか近所を調査している」と事業者が訪問してきた。その事業者から「3年前の大型台風で損害を受けている部分があるかもしれない。火災保険の請求期限が迫っている。調査費用は無料なので、調査だけでも受けてはどうか。火災保険が利用できることが分かれば申請手を代行し、その保険金の一定割合を手数料でもらう。保険金が出なければ負担はない」と言われた。取りあえず調査だけでもと思い業務委託契約書に署名したが、以前保険会社から保険金の支払いは難しいと言われていたことを思い出し、勧誘自体が不審に思われてきた。契約書裏面にクーリング・オフについての記載があったが、クーリング・オフできるか。(60歳代、男性)

### ●問題点とアドバイス

「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートする」など、「保険金が使え」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。災害で被害を受けた直後でなくても、過去の災害で被害のあった地域に勧誘を行うケースもみられ、注意が必要です。

#### (1) 請求期限が迫っている等の勧誘をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう

保険金を請求できる権利は、3年を経過すると時効によって消滅すると定められています\*1。そのため、過去の自然災害を持ち出し、保険金の請求期限が迫っているなどと言って勧誘を行うケースも多々みられます。「自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、見積もりどおりに保険金が出るとは限りませんので、安易に契約しないようにしましょう。

#### (2) 保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です

保険金の申請サポートを行う申請サポート会社に頼る前に、保険契約の内容や補償の範囲について、まずは書類をよく読んで確認し、不明な点があれば自身が加入している保険会社や保険代理店に直接相談するようにしましょう。

#### (3) うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう

経年劣化によって生じた損害は保険金支払いの対象となりません。経年劣化による損傷と知りながら、自然災害による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、詐欺罪に問われるおそれがあります。また、保険会社から保険契約の解除をされる場合もあります。うその理由による請求は絶対にしないでください。

#### (4) クーリング・オフ可能な場合があります

契約した場合でも、特定商取引法の訪問販売や電話勧誘販売に該当する場合には、クーリング・オフを行うことが可能です\*2。

\*1 一般社団法人日本損害保険協会「損害保険Q&A(Web版「そんぽ相談ガイド」)」保険金請求の時効とは？  
[https://soudanguide.sonpo.or.jp/basic/5\\_1\\_q3.html](https://soudanguide.sonpo.or.jp/basic/5_1_q3.html)

\*2 国民生活センター「クーリング・オフ」(2022年6月1日更新) [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

参考：国民生活センター「保険金で住宅修理ができると勧誘する事業者に注意! - 申請サポートを受ける前に、損害保険会社に連絡を 保険金の請求は、加入者ご自身で!! -」(2021年9月2日公表) [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902\\_2.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210902_2.html)